

公益財団法人 福井県スポーツ協会 積善会スポーツ振興事業運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、財団法人積善会の助成金にかかる積善会スポーツ振興事業（以下「事業」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資金の管理)

第2条 財団法人積善会の助成金については特定資産として管理する。

(事業の目的)

第3条 事業は、公益財団法人福井県スポーツ協会定款（以下「定款」という）第4条に規定する事業のうち、主として少年スポーツの振興事業等に当てることを目的とする。

(事 業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 少年スポーツ振興事業
2. ジュニア選手育成事業
3. 指導者育成事業
4. 社会体育振興事業

(事業運営の審議)

第5条 この事業の運営についての審議は総務企画委員会において行う。

附則 この規程は、公益財団法人福井県体育協会の設立の登記の日
(平成24年4月1日)から施行する。

附則 平成27年9月2日一部改訂(第5条)

附則 平成30年4月1日一部改訂(第3条)